

長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例

目 次

1	前 文	1
2	目 的	2
3	定 義	3
4	基本理念	5
5	中小企業の支援体制	
	県の役割	6
	市町の役割	6
	中小企業者の自助努力	7
	中小企業関係団体の役割	8
	教育機関等の役割	8
	金融機関等の役割	9
	大企業者の役割	9
	県民の役割	9
6	基本的施策	
	中小企業の新たな挑戦の促進	10
	小規模企業の持続的な発展	11
	人材の確保、育成等	13
	県内経済循環の促進	14
7	その他の事項	
	計画の策定	15
	施策への反映	16
	財政上の措置	16
8	附 則	16

(前文)

人口減少社会の到来に伴う国内市場の規模の縮小や生産年齢人口の減少、情報の高度化や国際競争の激化など、社会経済情勢が大きく変動する中、中小企業者は、こうした時代の変化に対応するため、各々の能力を最大限に発揮し、販路の開拓、人材の確保等に努め、先進的で魅力ある企業へと成長発展していくことが期待されている。

また、本県において大多数を占める小規模企業は、小規模ならではの強みを生かし、様々な需要に対応した商品及びサービス並びに雇用の場の提供等を通じて、地域住民の日常生活にとどまらず、地域社会そのものを支えている。一方で、経営資源の確保が困難である場合も多く、その持続的な発展を図っていくためには、地域ぐるみでの継続的な支援を講じていくことが必要である。

中小企業・小規模企業の発展を促進していくためには、その事業展開の基盤となる離島及び半島を含む各地域を活性化させていくことが重要である。

そのため、県、市町、中小企業関係団体、教育機関等、金融機関等、大企業者及び県民は、本県経済における中小企業・小規模企業の重要性や地域社会における役割を再認識し、その事業の成長又は持続的な発展が着実に進むよう、総力を挙げて支援を行うことが求められている。

国においても、平成 25 年には中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)を改正し、翌年には小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)を制定するなど、小規模企業をはじめとする中小企業への支援の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、厳しい経営環境下において、その事業の成長又は持続的な発展を目指す中小企業への理解を深め、市町、中小企業関係団体等が各地域で連携し、これまでの「成長発展型」企業の支援に加え、「持続的発展型」小規模企業の支援にも光を当てる必要がある。

ここに、県内の中小企業・小規模企業が未来への希望を持ち、本県の特徴を生かした新たな挑戦に取り組むことを促し、中小企業・小規模企業の活力と地域社会の活力が互いに好循環を生み出し、一層発展していくことを目指して、この条例を制定する。

【趣旨】

小規模企業を含む中小企業の振興に関する基本的な条例として、中小企業が本県経済で果たしている役割やその重要性、県の中小企業振興に対する姿勢など、条例全体の考え方を明示するために前文を置きます。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、人口減少下における本県経済の活性化及び持続的な発展に寄与し、県民所得の向上及び雇用の場の創出に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例制定の趣旨、この条例により実現しようとする目的を規定しています。

条例の目的は、中小企業の振興を図ることであり、さらにこれを県民所得の向上、雇用の場の創出につなげていきます。

県内約 45,000 者の民間企業のうち、99.9%が中小企業で、うち 87.5%を小規模企業が占めています。

また、従業員の 92.5%が中小企業で働いています。

企業数、従業員数(民営、非一次)

		企業数(者)		従業員数(人)	
			構成比		構成比
全 国	総数	3,863,530	100.0%	46,138,943	100.0%
	大企業	10,596	0.3%	13,971,459	30.3%
	中小企業	3,852,934	99.7%	32,167,484	69.7%
	うち小規模企業	3,342,814	86.5%	11,923,280	25.8%
長 崎 県	総数	44,730	100.0%	338,956	100.0%
	大企業	43	0.1%	25,521	7.5%
	中小企業	44,687	99.9%	313,435	92.5%
	うち小規模企業	39,157	87.5%	133,663	39.4%

資料出所: 2014年版中小企業白書

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体で県内に所在するもの及び公益財団法人長崎県産業振興財団をいう。
- (4) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）及び公共職業能力開発施設であって、県内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫及び信用協同組合その他の金融機関であって県内に事務所等を有するもの並びに長崎県信用保証協会をいう。
- (6) 大企業者 法第2条第1項各号に掲げる者以外の事業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 関係団体等 第3号から前号までに掲げるものをいう。

【趣旨】

本条は、この条例において掲げる用語の定義を規定しています。

第1号は「中小企業者」、第2号は「小規模企業者」を定義しています。

	中小企業者	
		小規模企業者
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	常時使用する従業員の数が20人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	常時使用する従業員の数が5人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	

ここで定義しているとおり、「中小企業（者）」という用語は「小規模企業（者）」を

含む概念になっています。

本条例で、「中小企業（者）」という場合は「小規模企業（者）」を含んでいますが、特に小規模企業（者）に限定して言及する必要がある場合は、「小規模企業（者）」という用語を用いています。

なお、本条例では、個々の経営体について言う場合は「中小企業者」、中小企業全体を言う場合は「中小企業」というように、「者」の有無で使い分けています。

第3号は、「中小企業関係団体」を定義しています。記載している団体は、個別の法律に基づき中小企業者の事業の円滑化のために認可された主な団体です。「その他の中小企業関係団体」は、商店街振興組合、事業協同組合、長崎県商工会議所連合会、長崎経済同友会、長崎県中小企業家同友会などを想定しています。

第4号は、「教育機関等」を定義しています。学校は、学校教育法第1条に規定するもので、県内に所在する「公共職業能力開発施設」は、長崎県が設置する長崎高等技術専門学校、佐世保高等技術専門学校、独立行政法人雇用・障害・求職者雇用支援機構が設置するポリテクセンター長崎、ポリテクセンター佐世保になります。

【参考】学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第5号は、「金融機関等」を定義しています。記載している金融機関等は、個別の法律に基づき免許又は認可を受けた金融機関です。「その他の金融機関」は、国が設置する日本政策金融公庫、民間の信販会社などを想定しています。

第6号は、「大企業者」を定義しており、第1号以外のものになります。

第7号は、「関係団体等」を定義しています。この条例では、第3号から第6号に該当するものです。

(基本理念)

- 第3条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の改善及び向上を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として推進するものとする。
- 2 中小企業の振興は、中小企業の経営の改善及び向上と地域づくりによる地域の活性化が互いに密接な関係を有することを踏まえ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として推進するものとする。
- 3 特に小規模企業の振興については、その活力が最大限に発揮されるとともに、その事業の持続的な発展を図るため、地域ぐるみで総力を挙げた継続した支援を旨として推進するものとする。

【趣旨】

本条は、本県における中小企業振興の基本的な考え方を規定しています。

第1項では、中小企業者が、市場における競争を勝ち抜き、新たな産業を創出し、雇用を維持・増大させていくためには、個々の中小企業者自らが自主的な努力を行っていくことが不可欠であることから、中小企業の振興のためには、中小企業者の努力を促進していくことが重要である旨を規定しています。

第2項では、中小企業と地域社会は、互いに支え、支えられる密接な関係にあることを踏まえ、中小企業の振興は、中小企業を対象とした施策のみならず、地域活性化の取組との相乗効果が得られるように施策を進めることが重要である旨を規定しています。

中小企業の市場の維持拡大、即ち人口減少が著しい離島・半島をはじめとする各地域の活性化を進めるためには、産業振興の観点だけでなく、教育やまちづくりなども含めた総合的な観点に立った取組が必要と考えられます。

第3項では、県内企業の約9割を占める小規模企業は、地域の日常生活や雇用を支える存在として重要な役割を果たしている一方、資金や人材等の経営資源の確保が特に困難であることが多く、企業数・従業者数ともに減少が著しいことを踏まえ、小規模企業者に焦点を当ててその事業の持続的な発展を図るために、地域ぐるみで総力を挙げた継続した支援が必要である旨を規定しています。

* 地域ぐるみで総力を挙げた支援

行政、商工団体、金融機関などの関係機関が連携し、県民も含めた地域全体が一体となって支援を行うこと。

(県の役割)

第 4 条 県は、地域経済の実情を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業者及び関係団体等と連携し、協力して取り組むとともに、市町、中小企業者及び関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条から第 11 条にかけて、県のほか、市町、中小企業振興の主体である中小企業者、中小企業関係団体、教育機関等、金融機関等、大企業者及び県民に期待される役割を規定しています。

まず本条は、条例を制定する県の役割を規定したものです。

第 1 項は、中小企業の振興へのスタンスとして、地域の経済の実情を考慮し、単発的な施策ではなく、総合的かつ計画的に実施することが効果的と考えられることから、規定しています。本県においては、この具現化のため、「長崎県産業振興ビジョン(5年計画)」に基づき、具体的な施策を展開しております。

第 2 項は、中小企業の振興に関する施策をより効果的なものにしていくためには、国、県、市町、中小企業者及び関係団体等の連携協力が不可欠であることから、規定しています。

(市町の役割)

第 5 条 市町は、主体的に国、県、中小企業者及び関係団体等と連携し、地域の特性を生かした中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

【趣旨】

本条は、市町が主体的に行動する役割を規定するものです。

市町は、住民に最も身近な基礎自治体として、住民生活、地域社会全般に対する責任を有しており、地域の実情に最も精通していることから、積極的な取組が期待されています。

中小企業の振興が、地域経済の活性化、住民生活の向上に貢献することを踏まえ、国、県等と連携することで、より効果的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施することを規定しています。

(中小企業者の自助努力)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域社会への貢献に積極的に取り組むとともに、中小企業関係団体が行う豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、相互又は関係団体等との連携を図るとともに、自らの経営能力の向上を図るため、中小企業関係団体への積極的な加入に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の主体である中小企業者の自助努力が前提となることから、そのことを改めて確認するために規定したものです。

第1項は、中小企業の振興のためには、まず、中小企業者自らが自主的に努力していくことが前提であることから規定しています。

第2項は、中小企業者自らの事業活動が、地域経済の持続的発展や住民生活の向上など地域社会を支えていることから、雇用の維持拡大、応分の負担も含め、商店街が行うイベントへの参加・協力などに努めていただきたいことから、規定しています。

中小企業には、

- ・地域経済の発展の基盤
- ・多様な雇用の場の提供
- ・地域住民の生活を支える、また、まちづくりの担い手

など、幅広い側面から地域社会へ貢献していただくことが期待されております。

第3項は、中小企業者の不足する経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）を補うために、相互の連携や関係団体等との連携を図ることを規定しています。

また、中小企業関係団体への積極的な加入については、研修会への参加や部会での意見交換を通じて、自らの経営能力の向上を図ることが可能となることから、規定しています。

(中小企業関係団体の役割)

- 第7条 中小企業関係団体は、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、国、県及び市町が行う中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。
- 2 中小企業関係団体は、前項の取組を効果的に推進するため、これらが相互に連携する体制を構築するよう努めるものとする。
- 3 中小企業関係団体は、中小企業者の幅広い需要に対応し、当該支援の高度化を図るため、当該団体の職員の業務遂行能力の向上に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業者の事業活動の円滑化に向け自ら活性化することを目的に設立された中小企業関係団体の役割を規定するものです。

第1項は、前述の目的のために設立された中小企業関係団体が、中小企業者の課題を自らの課題として捉え、中小企業者の経営の改善や向上に積極的に取り組むこと、国・県・市町の中小企業振興施策に協力すべきことを規定しています。

第2項は、中小企業関係団体が相互に連携することで、中小企業者に対する支援を効果的に行うよう努めるべきことを規定しています。

* 連携体制の構築

中小企業庁が認定した地域の中小企業支援機関の連携体である地域プラットフォームを想定しており、県内には、商工会・商工会議所等で組織する「ながさき経営支援プラットフォーム」などがあります。

第3項は、中小企業者の幅広い需要（ニーズ）に対応するため、中小企業関係団体自らが積極的に職員の研修を行い、職員の業務遂行能力の向上に努めるべきことを規定しています。中小企業関係団体は、商業・サービス業への支援のほか、今後は、製造業への技術的な支援にも対応できる人材を育成することが期待されます。

(教育機関等の役割)

- 第8条 教育機関等は、教育又は職業訓練を通じて、健全な勤労観及び職業観の醸成に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、教育機関等が、児童、生徒、学生に対する職場見学・体験などのキャリア教育等を通じて、勤労意識や、地域住民の日常生活・地域の雇用を支えている中小企業の役割、社会での位置づけを理解してもらうよう努めるべきことを規定しています。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、中小企業者の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金調達の支援に努めるとともに、中小企業者の経営の改善及び向上の支援を通じ当該地域の経済及び社会へ貢献するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業者が事業活動を行うために必要な設備投資、原材料の調達、従業員の給与などのための資金の円滑な調達や経営相談について、金融機関等の役割を規定するものです。

金融機関等には、これらの支援を通じて、地域の経済・社会へ貢献することが期待されています。

(大企業者の役割)

第10条 大企業者は、その事業活動が地域経済及び中小企業者の経営に大きな影響力を持つことを考慮し、中小企業関係団体への加入等を通じて中小企業者との意思疎通を図るとともに、中小企業の振興及び中小企業関係団体が行う豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、大企業者からの受注により仕事を確保している中小企業者が多数存在していること、大企業者は多くの従業者を雇用しており、その事業活動は地域へ大きな影響力を持っていることから、大企業者の役割を規定するものです。

大企業者は、中小企業関係団体への加入等を通じて中小企業者との意思疎通を図るとともに、防犯や防災、景観形成への協力、応分の負担も含め大型店の商店街イベントへの参加・協力などに努めるべきことを規定しています。

(県民の役割)

第11条 県民は、中小企業者が地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成に寄与している重要性について理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の振興には、県民の理解と協力が欠かせないことから、県民の役割を規定するものです。

中小企業は、その事業活動によって生産する製品やサービスの提供を通じて、地域住民の日常生活を支えるとともに、雇用など地域社会全般を支える存在であることを、県民に理解してもらい、国、県、市町等が行う中小企業振興に県民が協力するよう努める

役割があることを規定しています。

中小企業の振興に関し、中小企業への就職や県内製品・県産品の利用などの協力を期待するものです。

なお、中小企業者は、県民生活を支える存在であると同時に、県民から支えられる存在でもあることから、中小企業者の地域社会への貢献について、第6条第2項で触れてあります。

(中小企業の新たな挑戦の促進)

第12条 県及び市町は、経済的社会的環境の変化に即応した、中小企業者の経営の革新、成長分野への参入、域外への事業展開及び創業への新たな挑戦を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 中小企業者は、新たな挑戦に当たって、地域資源の活用及び域外への事業展開に努めるものとする。

3 中小企業関係団体及び金融機関等は、事業計画の策定、資金調達の支援等を通じて、中小企業者の新たな挑戦に当たっての課題の解決に努めるものとする。

4 公設試験研究機関、大学及び高等専門学校は、研究成果の技術移転又は共同研究開発を通じて、中小企業者の新たな挑戦に当たっての技術的な課題の解決に努めるものとする。

【趣旨】

本条から第15条にかけて、中小企業振興の基本的施策として、県などが取り組む中小企業の振興についての方向性を規定しています。

本条は、中小企業者が成長発展していくためには、環境変化に対応した新たな事業展開（創業を含む）に挑戦していくことが不可欠なことから、この挑戦を支える関係者の基本的な取組を規定しています。

第1項は、県及び市町が、中小企業者の新たな挑戦に向けた経営の革新、成長分野への参入、域外への事業展開及び創業を促進する取組について規定しています。

「必要な情報の提供」については、商談会の開催、優良事例の紹介、創業セミナーの開催など、各種支援情報のホームページへの掲載やメールによる配信など幅広く想定されます。

「その他必要な施策」としては、設備投資や新商品開発などの支援、融資制度などがあります。

第2項は、創業者を含む中小企業者の新たな挑戦に当たっては、高度な加工技術や豊富な農林水産物など本県の強みである地域資源の活用と、海外展開を含む域外への販売を計画・検討していただくことが期待されることから規定しています。

第3項は、中小企業関係団体及び金融機関等が、中小企業者の経営革新計画・創業者の事業計画の策定支援、補助金・制度資金の紹介及び申請書の作成支援などに努めるべきことを規定しています。

第4項は、技術的な課題について、公設試験研究機関、大学及び高等専門学校が、中心となって支援することとしております。

なお、公設試験研究機関として想定しているのは、主に、長崎県が設置する工業技術センター、窯業技術センターですが、農商工連携や6次産業化の場合には、総合水産試験場、農林技術開発センターなど他の試験研究機関も含まれます。

(小規模企業の持続的な発展)

第13条 県及び市町は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために、小規模企業者の課題を自らの課題として捉え、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、新事業の展開、高付加価値化等の需要を見据えた経営及び円滑な事業の承継に努めるものとする。

3 中小企業関係団体は、小規模企業者の課題を自らの課題として捉え、これらの者への支援目標を設定するなど、寄り添った支援に努めるものとする。

4 中小企業関係団体は、前項の支援に当たって、県、市町及び関係団体等による地域ぐるみで支援する体制を整備するよう努めるものとする。

【趣旨】

小規模企業は、県内企業の約9割を占め地域の経済や暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担っており、大変重要な存在であると考えています。

その一方で、小規模企業者は、いわゆる「ヒト・モノ・カネ」の経営資源が十分でない場合も多いうえ、景気や消費動向などの外的要因に左右されやすく、人口減少等の構造変化の中で、小規模企業者が地域で雇用を維持して事業を行うだけでも、大変な努力が必要な状況となっています。

そのため、本条では、様々な支援機関が小規模企業者の視点に立ち、伴走しながら地域ぐるみで継続して支援すべきことを規定しています。

第1項は、中小企業の振興について役割を担う県及び市町が、中小企業者の成長的発展と併せ、小規模企業者の課題を自らの課題として捉え、小規模企業者の事業の持続的発展を図るための施策を講ずるよう努めるべきことを規定しています。

第2項は、小規模企業者の意思決定の速さという優位性を生かしつつ、市場の動向など多様な需要を見据えた新たな商品・サービスの開発等への取組や、過疎などの条件不利地域で事業を廃止した場合の地域への影響を考慮していただきたいことから規定しております。

第3項は、小規模企業は、環境に左右されやすいというえ、計画的な事業運営や的確な経理処理が難しい場合も多いことなどから、中小企業者の支援を行う中小企業関係団体による、寄り添った支援の中心的な役割を担うことが期待されることから規定しています。

* 中小企業者に寄り添った支援とは

販路開拓や事業承継等の中小企業者の課題に対し、中小企業関係団体が自らの課題と捉え、実施計画の策定から着実な実施まで支援していくこと。

特に、商工会及び商工会議所は、小規模企業者の支援に当たっては、平成26年9月に施行された「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）」第5条に規定する経営発達支援計画の認定を受け、その地区内における小規模企業者の中長期的な振興の在り方、定量的な指標・目標を示すことが求められています。

なお、この計画の策定に当って実施するマーケティング調査等の費用や認定を受けた計画に基づく小規模企業者の事業計画の策定・実施については、国の支援制度などを活用しながら取り組むこととされています。

* 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

（経営発達支援計画の認定）

第5条 商工会又は商工会議所は、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 一 小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 二 小規模事業者が単独で又は共同して行う事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言
- 三 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- 四 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務に関する広報、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催その他小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業

第4項は、寄り添った支援のために、中小企業団体が中心となって、関係者が連携した地域ぐるみで支援する体制を整備すべきことを規定しています。

中小企業関係団体は、関係者の連携体である地域プラットフォームや、国、県、市町の施策情報を共有できる「施策マップ」を活用しながら、小規模企業者を支援することが期待されます。

* 施策マップ

ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）で

(人材の確保、育成等)

- 第14条 県は、生産年齢人口の減少が進む中であっても、中小企業者が事業活動を担う人材を円滑に確保できるよう、人材の育成、若年者の就職及び定着の促進並びに女性及び高齢者の能力の活用の促進等に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 中小企業者は、人材の育成及び労働環境の整備並びに次項に規定するキャリア教育への協力を努めるものとする。
- 3 学校は、次代を担う産業人材の育成及び確保に資するため、児童、生徒及び学生に対して、県内企業の職場の見学、職場体験、インターンシップ等実践的なキャリア教育を積極的に行うよう努めるものとする。
- 4 職業教育を行う学校及び公共職業能力開発施設は、技術及び技能に関する中小企業者の需要を常に把握したうえで、実践的で充実した教育を行うよう努めるものとする。
- 5 公設試験研究機関、大学及び高等専門学校は、中小企業者の技術上の需要を常に把握したうえで、研究成果の技術移転及び共同研究開発に取り組むことにより、中小企業の技術力の向上及び人材の育成を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業では依然として、人手不足、技術・技能の継承などの問題を抱えており、人口減少の中で労働力不足が一層深刻になっていくと考えられることから、中小企業者の人材の確保、育成に係る、県、中小企業者、学校等の取組を規定しています。

第1項は、生産年齢人口の減少が進む中、中小企業者の事業活動を担う人材を円滑に確保できるよう、人材の育成、若年者の就職・定着の促進、女性・高齢者の能力の活用の促進について必要な施策を講ずるよう努めるべきことを規定しています。

第2項は、人材の確保・育成について、中小企業者自らの取組も必要なことから、人材の育成、労働環境の整備、キャリア教育への協力を努めるべきことを規定しています。

第3項は、優秀な人材の県外流出に歯止めをかけ、中小企業者の人材確保に資するため、児童等の発達段階に応じて、職場見学・体験などの実践的なキャリア教育を行い、県内の中小企業の良さを認識してもらうための規定です。

第4項及び第5項は、中小企業者が求める人材の育成に中心的な役割を担う職業教育を行う学校（工業・商業などの専門教育を行う高等学校）、公共職業能力開発施設、公設試験研究機関、大学及び高等専門学校の役割を規定しています。

(県内経済循環の促進)

第 15 条 県及び市町は、工事の発注、物品の調達等を行う場合には、中小企業者の受注機会の確保の推進に努めるものとする。

2 県民は、県内製品・県産品（県内で製造され、若しくは加工されたもの又は県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされたものをいう。以下本条において同じ。）の利用が中小企業の振興及び県内経済の活性化に資することを理解し、その積極的な利用に努めるものとする。

3 大企業者及び中小企業者は、その事業活動において原材料、物品等を調達する場合には、県内経済への波及効果を考慮し、県内製品・県産品の積極的な活用に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県内企業の受注機会の確保等による県内経済循環の促進について、関係者の取組を規定するものです。

第 1 項は、率先した取組が求められる県・市町について規定するものであり、これまでの「県内製品・県産品の優先使用等基本方針（平成 13 年 5 月 18 日長崎県経済活性化推進本部決定）」に基づく取組を引き続き推進するため、特に明示するものです。

第 2 項は、中小企業の振興及び県内経済の活性化の観点から、県内製品・県産品の県民による積極的な利用を規定しています。

なお、県内で生産・採取・水揚げされたもの（農林水産物）は、商業を中心として中小企業者が取り扱っており、地域内の経済循環活性化のためには、県民による農林水産物の積極的な利用は欠かせないものであることから含めております。

第 3 項は、地域経済に大きな影響力を持つ大企業者と本条例の主体である中小企業者についても、事業活動に支障を及ぼさない範囲において、県内製品・県産品の積極的な活用に努めてもらいたいことから規定しています。

健全な企業経営を行っていくためには、より良い物をより安く調達していくことが重要です。県内と県外の調達コストが同程度の場合には、県内の物を積極的に使用してもらいたいという主旨であって、コストを度外視してまで県内製品・県産品を使用すべきということではありません。

(計画の策定)

第 16 条 知事は、中小企業の振興を図るための施策を総合的に推進する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 基本方針
- (2) 具体的な振興策
- (3) 数値目標
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関し必要な事項

3 知事は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を定めたときは、議会の議決を経て、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、第 4 条に定める「中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」という県の役割を果たすため、条例で定める基本的施策(第 12 条から第 15 条)を具現化し、中小企業の振興につなげていくための計画を定めることを規定するものです。

また、本県においては、平成 23 年度から 5 年間の計画期間とする「長崎県産業振興ビジョン」を定めて産業振興に取り組んでおり、平成 27 年度には次期「ビジョン」を策定することとしておりますが、その策定根拠として、本条例の中に位置付けるものです。

第 1 項では、計画を定めることを規定しています。

第 2 項は、計画で定める事項を規定しています。

第 3 項、第 4 項、第 5 項は、計画を策定、変更する際の手続きを規定しています。

第 3 項の「県民の意見を反映させるために必要な措置」としては、パブリックコメントを想定しています。

(施策への反映)

第 17 条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、県、市町、中小企業者及び関係団体等が意見を交換する体制を整備し、その意見を施策に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市町、中小企業者及び関係団体等が意見を交換する場を通じて、中小企業の振興を進めていくためには、県内の中小企業の現状や抱えている課題が何であるか、また課題解決のためにどのようなことが考えられるのか、などについて、その意見を施策に反映させていくことが必要なことから、規定しています。

(財政上の措置)

第 18 条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づいて実施される中小企業の振興に関する施策に当っては、必要な予算措置を講ずるものとするという県の方針を示したものです。

(附則)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

附則では、本条例の施行日を規定します。